



第60期 定時株主総会 招集ご通知

2021年3月1日から2022年2月28日まで

株主総会参考書類
招集ご通知添付書類

- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告

開催情報

日時：2022年5月24日（火曜日）

午前 9 時 受付開始

午前10時 開会

場所：静岡県浜松市中区板屋町110番地17

ホテルクラウンパレス浜松 4階 芙蓉の間

【ご来場の自粛検討のお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。多くの株主の皆さまが集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。当日の来場に関しては、感染の回避のため自粛をご検討ください。

ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。



マックスバリュ東海株式会社

証券コード：8198



議決権行使が簡単に！

「スマート行使[®]」対応

スマートフォンからQRコード[®]を読み取ること
で、議決権を簡単にご
行使いただけます。

新型コロナウイルス感染防止対応及び本株主総会録画配信のご案内

1. 株主の皆さまへ

新型コロナウイルス感染防止の観点から、本株主総会へのご来場はお見合わせいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。あわせて議決権の行使につきましては、議決権行使書のご返送やインターネット等による事前行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

2. 来場される株主さまへ

- ①体調不良と思われる株主さまの入場をお断りする場合がございます。
 - ・体調のすぐれない方、特に発熱されている方は、出席をお控えください。
 - 37.5℃以上の発熱など体調不良と判断した場合は、入場をお断りする場合がございます。
- ②マスクの着用などご自身及び周囲の感染予防のご配慮を徹底していただくようお願いします。
 - ・会場入口にアルコール消毒液、非接触型検温器を設置させていただきます。
 - ・運営スタッフはマスク着用で対応をさせていただきます。
- ③お土産のご用意はございません。

3. 本株主総会動画配信のご案内

本株主総会終了後、本株主総会の動画配信を実施いたします。詳細は本招集ご通知に同封の案内状にてご案内しております。

なお、今後の感染拡大の状況や政府の発表内容等により、感染予防及び拡散防止のための対応内容を変更する場合がございます。その際は当社ウェブサイト (<https://www.mv-tokai.co.jp>) に掲載いたしますので、適宜ご確認くださいませようお願い申し上げます。

証券コード 8198
2022年5月6日

株主の皆さまへ

静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1
マックスバリュ東海株式会社
代表取締役社長 神尾啓治

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、当日ご出席いただけない場合は、郵送またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年5月23日（月曜日）午後6時までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県浜松市中区板屋町110番地17
ホテルクラウンパレス浜松 4階 芙蓉の間
3. 目的事項
報告事項 1. 第60期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告、連結計算書類
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第60期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.mv-tokai.co.jp/ir/settlement-public>）に掲載させていただきます。

当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.mv-tokai.co.jp/ir/settlement-public>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には記載していません。

・連結計算書類の連結注記表・計算書類の個別注記表

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

議決権行使に関するお願い

A 当日ご出席の場合



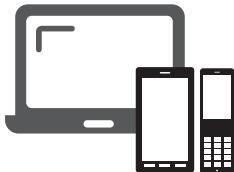
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B 書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年5月23日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

C インターネット等による議決権の行使の場合



最終ページをご参照の上、パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、2022年5月23日（月曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

■インターネットと郵送の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効とします。

目次

招集ご通知	2
株主総会参考書類	4
（添付書類）	
事業報告	15
連結計算書類	
連結貸借対照表	40
連結損益計算書	41
連結株主資本等変動計算書	42
計算書類	
貸借対照表	43
損益計算書	44
株主資本等変動計算書	45
監査報告	
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	46
会計監査人の監査報告	49
監査役会の監査報告	51

ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設、削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては社外取締役3名を含む8名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

■取締役候補者の一覧

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当（※1）	第60期の取締役会への出席状況（※2）
1	神尾啓治	代表取締役社長 兼 社長執行役員 再任	18回／18回
2	作道政昭	取締役 兼 執行役員 商品本部長 再任	18回／18回
3	山田憲一郎	取締役 兼 常務執行役員 営業本部長 再任	18回／18回
4	二上芳彦	取締役 兼 執行役員 人事総務本部長 再任	18回／18回
5	齋藤論	執行役員 経営管理本部長 新任	-
6	矢部謙介	社外取締役 再任 社外 ・ 独立	18回／18回
7	梶本丈喜	社外取締役 再任 社外 ・ 独立	14回／14回
8	足羽由美子	社外取締役 再任 社外 ・ 独立	14回／14回

※1 上記の取締役候補者の地位及び担当は、2022年5月6日現在のものです。

社外・・・社外取締役候補者 独立・・・東京証券取引所に届出予定の独立役員候補者

※2 梶本丈喜氏及び足羽由美子氏の取締役会への出席状況については、2021年5月25日の取締役就任後に開催された取締役会を対象としております。

1 神尾 啓治

かみ お けい じ

再任

生年月日	1957年7月11日	所有する当社の株式数	36,550株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1980年3月 当社入社 1998年2月 当社営業コーディネーター部長 2001年9月 当社八幡町店店長 2003年3月 当社商品統括部ディレクターマネージャー 2004年3月 当社店舗統括本部長 2004年5月 当社取締役 2006年9月 当社商品統括本部長 2008年5月 当社常務取締役 2009年3月 当社ステーブル商品統括本部長 2011年3月 当社営業担当兼商品統括本部長 2011年5月 当社商品統括本部長 2013年5月 当社代表取締役社長（現） 2019年5月 当社社長執行役員（現） 2022年3月 イオン株式会社執行役SM担当（現）		
取締役候補者の選任理由	神尾啓治氏は豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮し、経営の最高責任者として全従業員に対して強いリーダーシップを執っていること及び取締役会議長として取締役会の運営に適切な役割を果たしていることから、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		

2 作道 政昭

つくりみち まさあき

再任

生年月日	1969年6月27日	所有する当社の株式数	7,613株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1992年3月 北陸ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 2013年3月 マックスバリュ中部株式会社（現 当社）第2営業部長 2014年3月 同社営業本部第3・第4営業部長 2014年9月 同社営業本部副本部長兼業務改革担当 2015年3月 同社商品本部長 2015年5月 同社取締役兼執行役員 2017年9月 同社マックスバリュ事業本部長 2019年9月 当社取締役（現） 2019年9月 当社執行役員（現） 2019年9月 当社商品本部長（現）		
取締役候補者の選任理由	作道政昭氏は商品政策部門の執行責任者を務め、営業・商品等の業務や経営に対する豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮していることから、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効的な強化を期待できるため、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		

3 やまだ けんいちろう 山田 憲一郎 再任

生年月日	1961年6月10日	所有する当社の株式数	21,200株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1985年3月 当社入社 1996年4月 当社二宮店店長 2002年2月 当社店舗運営部マネージャー 2005年3月 当社店舗運営部長 2007年3月 当社人事教育部長 2009年3月 当社人事総務本部長 2009年5月 当社取締役（現） 2012年3月 当社人事本部長兼人事部長 2013年5月 当社営業サポート本部長兼CS推進部長 2014年4月 当社営業統括本部長 2015年3月 当社商品統括本部長 2017年5月 当社常務取締役 2019年5月 当社常務執行役員（現） 2019年9月 当社営業本部長（現）		
取締役候補者の選任理由	山田憲一郎氏は人事、総務、営業、商品政策部門の執行責任者を歴任し、これまでの豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮していることから、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効的な強化を期待できるため、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		

4 にかみ よしひこ 二上 芳彦 再任

生年月日	1968年7月29日	所有する当社の株式数	1,100株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1992年3月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 2008年5月 同社BS業務部マネージャー 2009年8月 イオンアイビス株式会社BS業務部マネージャー 2011年9月 イオン株式会社グループ人事部新人事システム構築プロジェクトリーダー 2016年4月 イオンアイビス株式会社BS業務部長 2020年3月 当社執行役員（現） 2020年3月 当社人事総務本部長（現） 2020年5月 当社取締役（現）		
取締役候補者の選任理由	二上芳彦氏は人事、総務部門の執行責任者を務め、豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮していることから、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効的な強化を期待できるため、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

5 さいとう さとし 齋藤 論

新任

生年月日	1975年1月6日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1997年4月 株式会社ハックミサワ（現ウエルシア薬局株式会社）入社 2013年6月 当社商品統括本部コーディネーター部長 2016年3月 当社マーケティング室長 2019年9月 当社経営管理副本部長 2022年3月 当社執行役員（現） 2022年3月 当社経営管理本部長（現）		
取締役候補者の選任理由	齋藤論氏は商品政策、経営管理の部門責任者を務め、豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮していることから、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効的な強化を期待できるため、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、新たに当社取締役としての選任をお願いするものであります。		

6 や べ けんすけ 矢部 謙介

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1972年12月16日	所有する当社の株式数	100株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1997年4月 株式会社三和総合研究所（現三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）入社 1999年7月 同社コンサルタント 2002年1月 株式会社ローランド・ベルガー シニアコンサルタント 2003年1月 同社プロジェクト・マネージャー 2008年4月 名古屋商科大学会計ファイナンス学部准教授 2010年4月 同大学商学部教授 2011年4月 中京大学経営学部准教授 2016年4月 同大学経営学部教授 2018年5月 マックスバリュ中部株式会社（現 当社）社外取締役 2019年9月 当社社外取締役（現） 2020年4月 中京大学国際学部教授（現）		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要	矢部謙介氏は企業の経営戦略構築、中期経営計画策定支援など経営コンサルティング業務に従事された後、大学の教授を務められており、2019年9月に当社社外取締役に就任して以来、豊富な学識経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を発揮しているため、引続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外に会社経営に関与されたことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏が当社社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって2年9か月となります。		

7 かじもと たけき 梶本 文喜

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1957年5月14日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1981年3月 梶本機械工業株式会社（現株式会社ケーイーコーポレーション）入社 1989年7月 同社取締役 1993年7月 同社専務取締役 1995年7月 同社代表取締役社長 2012年4月 KE・OSマシナリー株式会社代表取締役社長 2017年6月 同社取締役（現） 2021年5月 当社社外取締役（現） 2021年6月 株式会社ケーイーコーポレーション代表取締役会長（現）		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要	梶本文喜氏は株式会社ケーイーコーポレーションの創業家として同社の経営に長年にわたって携われ、2021年5月に当社社外取締役に就任して以来、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしているため、引続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏が当社社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。		

8 あしわ ゆみこ 足羽 由美子

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1959年4月1日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1990年9月 東海税理士会所属足羽会計事務所入所 2013年1月 同事務所所長（現） 2014年6月 静岡信用金庫協会非常勤監事（現） 2015年2月 静岡市立病院評価委員会委員（現） 2016年3月 株式会社トライアイズ社外取締役 2018年1月 株式会社ブルーム代表取締役社長（現） 2020年6月 静岡信用金庫非常勤監事（現） 2021年5月 当社社外取締役（現） 2021年6月 株式会社村上開明堂社外取締役（現）		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要	足羽由美子氏は長年税理士として活動されているほか、人材育成を目的とした株式会社ブルームを設立し、その代表者として経営に携われ、2021年5月に当社社外取締役に就任して以来、豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしているため、引続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏が当社社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。		

招集（通知）

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄には、当社親会社のイオン株式会社及びその子会社における現在及び過去10年間の業務執行者たる地位及び担当を含めて記載しております。
3. 当社は、矢部謙介、梶本丈喜、足羽由美子の各氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任につき、500万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度額とする責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、矢部謙介、梶本丈喜、足羽由美子の各氏を東京証券取引所に対して独立役員として届け出ており、各氏が再任された場合は引続き各氏を独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社親会社のイオン株式会社は、保険会社との間で、複数のグループ会社の取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社はその1社として応分の保険料を負担しております。今後、当該契約は継続、更新される予定であり、各取締役候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該契約の被保険者となります。当該契約は、第三者及び当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等に関する損害を補填の対象としておりますが、故意または重過失に起因する場合は補填されません。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役福井恵子氏は辞任されます。つきましては新たに監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

くまがい みちお

熊谷 美知雄

新任

社外監査役候補者

生年月日	1966年3月4日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位及び 重要な兼職の状況	1999年4月	マックスバリュ北海道株式会社（現イオン北海道株式会社）入社	
	2000年10月	同社共和店店長	
	2004年3月	同社商品部長	
	2006年6月	同社取締役商品部長	
	2012年9月	イオンビッグ株式会社取締役商品統括部食品商品企画部長	
	2014年3月	マックスバリュ南東北株式会社代表取締役社長	
	2016年10月	イオンビッグマレーシア副社長	
	2018年5月	イオンオレンジ取締役社長	
	2021年3月	イオン華東社長	
2022年3月	イオン株式会社人事部付（現）		
社外監査役候補者の 選任理由	熊谷美知雄氏はイオングループ企業の要職を歴任され、その中で培われた豊富な経験と高い見識に基づき、当社取締役の職務執行の監査を行っていただくため、新たに選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 熊谷美知雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 熊谷美知雄氏の上記「略歴、地位及び重要な兼職の状況」欄には、当社親会社のイオン株式会社及びその子会社における過去10年間及び現在の業務執行者たる地位及び担当を含めて記載しております。
3. 熊谷美知雄氏は、当社定時株主総会開催日までにイオン株式会社を退職予定であります。
4. 熊谷美知雄氏は、2022年5月14日付で株式会社光洋の常勤監査役に就任予定であります。
5. 当社親会社のイオン株式会社は、保険会社との間で、複数のグループ会社の監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社はその1社として応分の保険料を負担しております。今後、当該契約は継続、更新される予定であり、熊谷美知雄氏が監査役に選任され就任した場合は、当該契約の被保険者となります。当該契約は、第三者及び当社に対する監査役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等に関する損害を補填の対象としておりますが、故意または重過失に起因する場合は補填されません。

以上

<取締役会が取締役・監査役候補者の指名を行うにあたっての方針>

- (1) 取締役候補者の指名については次の要件に従って代表取締役社長が提案し、取締役会で決定しております。
 - ① 当社の企業理念、経営方針に対する理解があること。
 - ② 取締役会の議案審議に必要な知識と経験を有し、あるいは経営の監督機能発揮に必要な知見を有すること。
 - ③ 経営感覚及びリーダーシップに優れていること。
 - ④ 取締役にならなければならない人格及び見識を有し、心身ともに健康であること。
- (2) 監査役候補者の指名については次の要件に従って代表取締役社長が提案し、監査役会で協議し同意を得た上で取締役会にて決定しております。
 - ① さまざまな分野における豊富な知識と経験を有し、会計に関する適切な知見を有しているものが1名以上とすること。
 - ② 中立的・客観的な視点から監査を行うことにより、経営の健全性と透明性を確保できること。
 - ③ コンプライアンス、ガバナンスの実効性を担保できること。

<社外役員の独立性基準>

マックスバリュ東海株式会社(以下「当社」という)は当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外役員(社外取締役及び社外監査役)が十分な独立性を有していることが望ましいと考えます。

当社は当社における社外役員(その候補者を含む)の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員(その候補者を含む)が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

- (1) 当社及び当社の関係会社の業務執行者。(注1)
- (2) 当社の議決権の10%以上の議決権を保有する株主、またはその業務執行者。
- (3) 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者。
 - ① 当社の主要な取引先。(注2)
 - ② 当社の主要な借入先。(注3)
 - ③ 当社の議決権ベースで10%以上の株式を保有する株主。
- (4) 当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士。
- (5) 当社から多額(注4)の金銭その他財産を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家及び、そのものが法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属するもの。

- (6) 当社から多額(注4)の寄付を受けているもの。
- (7) 社外役員の相互就任関係(注5)となる他の会社の業務執行者であるもの。
- (8) 近親者(注6)が上記(1)から(7)までのいずれか((4)から(5)までを除き重要な業務執行者(注7)に限る)に該当するもの。
- (9) 最近において、上記(2)から(8)までのいずれかに該当していたもの。
- (10) 前各項の定めにかかわらず、その他当社と利益相反関係が生じうる特段の理由が存在すると認められるもの。

- (注1) 現に所属している業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準ずるもの及び使用人(本基準において「業務執行者」と総称する)、及び過去10年間に当社グループに所属していた業務執行者をいう。
- (注2) 主要な取引先とは、当社の売上高等の相当部分を構成する商品等の仕入先、また、当社に対する売上高等が、同社の売上高等の相当部分を構成する取引先をいう。
- (注3) 主要な借入先とは、当社の事業年度末において総資産の相当部分を構成する貸付残高を有する借入先をいう。
- (注4) 多額とは、その価額の総額が直前事業年度において1,000万円以上のものをいう。
- (注5) 相互就任関係とは、当社の業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。
- (注6) 近親者とは、配偶者及び二親等以内の親族をいう。
- (注7) 重要な業務執行者とは、取締役、執行役、執行役員、及び部長格以上の業務執行者またはそれらに準ずる権限を有する業務執行者をいう。

<取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方>

当社では、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保するため、取締役の3分の1を独立社外取締役とするとともに取締役会及び取締役の業務執行の監視・監督を適切に行うため、半数以上の社外監査役からなる監査役会設置会社としております。

社内取締役においては、経営の重要な要素となる「実績・決断力・実行力・バランス感覚」はもとより、営業・商品・財務・人事・店舗開発・ガバナンス等に関する知識・経験の豊富な人材で構成しております。

また、社外取締役においては、独立性をもって多様な知見・視点を兼ね備えていることを前提に、経営経験の豊富な経営者、会計・財務・法務等の専門家、学識経験者等、当社が健全な経営を持続させるために必要な要素を盛り込み構成しております。

これら必要な実績・経験・スキルを兼ね備えた人材で構成する取締役会において、今後も継続して活発な審議と迅速な意思決定を行い、当社の経営戦略実現に向け取り組んでまいります。

(添付書類)

事業報告

(2021年3月1日から)
(2022年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が継続し、一時期はワクチン接種率上昇により感染者数の減少と今後の経済活動の再開が見込まれたものの、新たな変異株の急拡大により感染者数が再び増加に転じるなど、依然として先行きの不透明な状況が続いております。当社が属する食品スーパーマーケット業界においては、コロナ下における消費動向の変化や原材料の高騰に伴う食品価格の相次ぐ上昇に加え、業種・業態を超えた競争環境の激化や人件費の高騰といった経営課題も依然として継続するなど、景気動向は予断を許さない状況と考えられます。

このような中、当社グループは、ブランドメッセージである“想いを形に、「おいしい」でつながる。”を具現化すべく、本年度のスローガンに「コミュニティ ファースト」を掲げ、今こそ地域社会、お客さま、従業員のことを見つめ直し、向き合い、行動するとともに、コロナ下における防疫対策に継続して努め、安全・安心の店舗運営に取り組んでまいりました。

〔国内事業〕

店舗運営におきましては、コロナ下における消費動向の変化を見据えた対応に継続して注力するとともに、既存店舗の活性化改装による店舗競争力の向上や、業務の効率化に向けた新たな施策の導入に積極的に取り組んでまいりました。

コロナ下での内食需要や節約志向の高まりに対し、購買頻度の高い商品の価格戦略、食べきり・使いきりを意識した小容量の品揃えの徹底、均一セールの日・水曜日やお客さま感謝デーといった得意日の強化、当社専用アプリからの割引クーポン配信、イオン「トップバリュ」の展開強化などに取り組んでまいりました。地域に根差した品揃えの実現に向け、「じもの」商品の更なる品揃え拡充や新たな商品開発に継続して取り組むとともに、地産地消の新たな取組みとして、2022年2月にやさいバス株式会社（静岡県牧之原市）との協働により新鮮な農作物をお届けする「やさいバス」の拠点を静岡県中部・西部エリアの4店舗に設置したほか、地産域消の取組みとして、当社展開エリアである7県下における「静岡県フェア」の展開や、当社ネットショップを通じた各地域の名産品の販売を行ってまいりました。また、健康志向の高まりに対し、当社の推進する「ちゃんとごはん」（注釈参照）の取組みの一環として、各地の自治体や学生との協働による栄養バランスに配慮した商品の開発や、当社管理栄養士監修によるレシピや料理動画、食に関する様々な情報の発信に取り組んでまいりました。

店舗競争力の向上として、本年度は16店舗にて既存店舗の活性化改装を実施し、生鮮デリカ力の強化、地域特性に応じた品揃えの刷新、冷凍食品の売場拡大、お客さま本位の接客やサービスレベルの向上などに取り組んでまいりました。なお、2022年2月に活性化改装を実施

したマックスバリュ沼津南店（静岡県沼津市）では、当社2拠点目となる「ちゃんとごはん STUDIO」を新設し、健康的な食生活情報の発信や地域の交流拠点として活用するなど、今まで以上に地域に根差した店舗運営に努めております。

また、コロナ下での購買動向の多様化に対応すべく、本年度はネットスーパーの拠点を新規3拠点開設（全23拠点）、「Uber Eats」を利用した商品配達サービスの拠点を新規2拠点開設（全4拠点）したほか、新たな販売方法の開発と販路拡大に繋げるべく、無人店舗「Max マート」や移動販売車事業の立上げ準備を進めてまいりました。なお、無人店舗「Max マート」は2022年3月に静岡県内企業の社屋にて、移動販売車事業は同年4月に静岡県浜松市天竜区にて稼働しており、今後の更なる展開拡大を目指してまいります。業務効率化の取組みとして、本年度は70店舗にてキャッシュレスセルフレジを導入し、レジ関連業務の削減やレジ待ち時間の軽減、コロナ下における非接触のニーズへの対応を進めたほか、冷ケースの自動検温システムやデリカ部門へのオートリフトフライヤーの導入、部門の垣根を越えて店舗運営の最適化を図る「多能工」の更なる推進など、生産性の向上に努めてまいりました。また、2022年2月よりイオングループのスマートフォン決済サービス「AEON Pay」の導入を開始したほか、2022年度の稼働開始に向け、スマートフォンでのセルフスキャンによる当社独自のレジ精算システムの開発に取り組んでまいりました。

これらの取組みの結果、通期における既存店の売上高は、コロナ下で急激に需要が高まった前年同期比では98.4%となっておりますが、2019年度同期比では103.6%と堅調に推移しております。

当社の商品部門別売上高の状況

商 品		売上高（百万円）	構 成 比（％）	前 期 比（％）
部 門	農 産	40,959	11.9	96.9
	水 産	22,071	6.4	97.6
	畜 産	28,952	8.4	97.4
	デ リ カ	42,934	12.5	108.1
	デ イ リ	87,677	25.4	100.3
	グ ロ サ リ	103,596	30.0	100.1
	食 品 計	326,192	94.6	100.3
ノ ン フ ー ズ	16,941	4.9	94.9	
そ の 他	1,668	0.5	97.0	
合 計		344,802	100.0	100.0

- (注) 1. デリカは、惣菜、寿司、ベーカリー等、デイリーは日配品、グロサリーは加工食品、ノンフーズは衣料及び住居関連、その他は催事等であります。
2. 社員割引等に係る売上値引き額は含んでおりません。

（教育体制）

2021年度における教育は、新型コロナウイルス感染症の影響が解消できない状況ではありましたが、前年からの経験を活かし、オンラインやEラーニングを活用した教育・研修を推進してまいりました。主な教育では、「新入社員・若年世代への教育」「次世代育成」「現職強化教育」の3つを柱として実施いたしました。

「新入社員・若年世代への教育」では、イオングループ共通の基礎教育を段階に応じて実施するとともに、同期同士のつながりや、ビジネスマナーについての基本的項目とフォローアップ、現場業務から一歩離れて仕事を俯瞰する視点の醸成などを重点的に伝えております。

「次世代育成」では、中核的役職である店長と次席者である副店長の育成強化を図るべく、外部講師による研修で戦略立案や市場分析の基礎知識を学ぶとともに、自社のモデル店舗を選定し、店舗・売場の改善提案をするという理論と実践の両面からのアプローチで養成を図っております。

「現職強化教育」では、副店長、管理担当、売場チーフへの実務的な内容で教育プログラムを組み立て、経営統合後に改変した仕組みの説明、職場の課題抽出や意見交換などの機会として活用しております。

また、イオンDX推進の一環として3回に渡って開催されたオンラインセミナー「イオンDXラボ」に対し、全従業員を対象に幅広く周知を図り、当社から延べ403名が参加いたしました。

（環境保全・社会貢献活動）

お客さまと同じ地域社会の一員として、店舗を通じて直接お客さまと接することができる事業特性を活かしつつ、様々な環境保全・社会貢献活動に積極的に取り組んでおります。

・「地域社会との共生」

地域社会に密着した取り組みとして、当社は「しずおか富士山WAON」「やまなし富士山WAON」「出世城浜松城WAON」「富士宮やきそばWAON」「世界遺産蘆山反射炉WAON」「あいち三英傑WAON」「防災・減災都市なごやWAON」「伊勢志摩 WAON」「熊野古道伊勢路WAON」の9種類のご当地WAONを発行しております。また、お客さまのご利用金額の0.1%を当社が寄付し、地域の活性化にお役立ていただいております。また、地域の課題解決に向け、「新型コロナウイルス医療従業者支援募金」や「熱海土砂災害緊急支援募金」といった店頭での募金活動を実施したほか、2021年11月のマックスバリュ裾野店（静岡県裾野市）開店に先立ち、同敷地内にて「イオンふるさとの森づくり」植樹祭及び「イオン社会福祉基金 福祉車両贈呈式」を開催いたしました。

・「脱炭素社会の実現」

お客さまのご協力のもと、2007年より買物袋持参運動を開始し、レジ袋使用量の削減につなげるとともに、有料レジ袋の売上収益金を通じて、環境保全に取り組む基金や団体への寄付を行っております。

・「資源循環の促進」

食品トレーや紙パック、アルミ缶、ペットボトルのリサイクル資源について、店頭へ

回収ボックスを設置し、資源の回収と再利用に努めるなど、循環型社会の構築に向けた取り組みを行っております。

・「生物多様性の保全」

地域の皆さまとともに行う社会貢献活動の一環として多様な募金活動に取り組むほか、地域に生産拠点を持つお取引先さまや地元生産者さまのご理解とご支援のもと、売上の一部を地域の保全活動や活性化に活用いただく「ありがとうキャンペーン」活動など、積極的に実施しております。

(店舗開発)

店舗展開におきましては、2021年3月にマックスバリュ浜松飯田店（浜松市南区）とマックスバリュ菟野店（三重県三重郡菟野町）、6月にマックスバリュエクスプレス鈴鹿若松店（三重県鈴鹿市）、8月にマックスバリュ松阪大石店（三重県松阪市）、9月にマックスバリュエクスプレス三島加茂川店（静岡県三島市）、11月にマックスバリュエクスプレス松阪粥見店（三重県松阪市）とマックスバリュ裾野店、12月にマックスバリュエクスプレス鈴鹿加佐登店（三重県鈴鹿市）の計8店舗を新規開設いたしました。これらのうちマックスバリュエクスプレス店舗は、既存店舗を当社が戦略的に展開する小型店業態にリニューアルして開設したものであり、小型店業態としての三重県への出店は今回が初めてとなります。またマックスバリュ裾野店は既存店舗の建て替えにより新規開設したものであり、同店を拠点とするネットスーパーも開設するなど、同エリアの旗艦店舗として営業しております。このほか店舗の新装を行うべく6店舗を閉店し（うち5店舗は新規開設済み）、これらの結果、国内事業における店舗数は静岡県102店舗、愛知県52店舗、三重県46店舗、滋賀県6店舗、岐阜県8店舗、神奈川県16店舗、山梨県1店舗の計231店舗となりました。

[連結子会社]

国内にて惣菜や米飯など製造・加工するデリカ食品株式会社におきましては、たれつゆの内製化、新商品の開発や重点商品のリニューアル、商品供給の拡大に取り組み、当社店舗の品揃え拡充に繋げてまいりました。

中国事業であるイオンマックスバリュ（広州）商業有限公司におきましては、火曜日・水曜日の「生鮮大市」、週末の「超級週末」の展開強化やクーポン発行等の販促企画実施といった売上と客数の改善に取り組むとともに、人材配置の適正化と業務効率化による経費コントロール、ネットスーパー事業の強化に取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、営業収益3,549億7百万円（対前期比0.3%減）、売上高3,486億49百万円（同0.2%減）、営業利益112億96百万円（同3.7%減）、経常利益112億27百万円（同4.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、清算業務を進めている連結子会社イオンマックスバリュ（江蘇）商業有限公司に対する出資金評価損に税効果を認識したことなどにより、75億95百万円（同43.2%増）となりました。

なお、下半期間における2020年度同期との比較では、営業収益2億12百万円（対前期比0.1%増）、営業利益7億73百万円（同14.1%増）の増加、個別業績では営業収益4億41百万円（同0.3%増）、営業利益5億83百万円（同10.3%増）の増加となっており、また個別業績における通期の営業収益は、2020年度同期との比較で46百万円の増加となりました。

(注釈)「ちゃんごはん」・・・当社では、お客さまに健康で生き生きとした生活を送っていただくため、バランスの良い食事、すなわち“ちゃんごはんを食べる”ことを知っていただく機会として、健康的な食生活のご提案や、食事バランスを考慮したお弁当や惣菜の紹介などに取り組んでおり、このような取り組みの総称を「ちゃんごはん」と呼んでおります。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループは、新店に24億73百万円、既存店舗等に36億25百万円の投資を行いました。これらを含めた当社グループの設備投資等の総額は60億98百万円であります。これらの資金については自己資金により賅っております。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第57期 2018年3月1日から 2019年2月28日まで	第58期 2019年3月1日から 2020年2月29日まで	第59期 2020年3月1日から 2021年2月28日まで	第60期 2021年3月1日から 2022年2月28日まで
営業収益(百万円)	226,517	271,517	355,904	354,907
営業利益(百万円)	4,956	7,150	11,726	11,296
経常利益(百万円)	4,877	6,955	11,744	11,227
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	2,785	2,937	5,302	7,595
1株当たり当期純利益 (円)(注)1	156.29	108.61	146.07	210.53
総資産(百万円)	73,787	119,857	130,813	117,181
純資産(百万円)	49,937	70,664	74,279	69,428

当社個別の財産及び損益の状況

区 分	第57期 2018年3月1日から 2019年2月28日まで	第58期 2019年3月1日から 2020年2月29日まで	第59期 2020年3月1日から 2021年2月28日まで	第60期 2021年3月1日から 2022年2月28日まで
営業収益(百万円)	221,697	265,900	350,343	350,390
営業利益(百万円)	5,480	7,403	11,935	11,453
経常利益(百万円)	5,395	7,260	11,993	11,362
当期純利益(百万円)	2,606	2,258	5,091	7,323
1株当たり当期純利益 (円)(注)1	146.27	83.48	140.25	203.00
総資産(百万円)	72,812	117,146	128,487	114,989
純資産(百万円)	50,003	70,678	74,038	68,975

(注)1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式数を控除した株式)により算出しております。

2. 2019年9月1日付でマックスバリュ中部株式会社と経営統合を行っており、第58期における財産及び損益は大幅に変動しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はイオン株式会社であり、同社は当社の株式を20,363千株(議決権比率64.94%)保有いたしております。当社は親会社であるイオン株式会社を中心とするイオングループのスーパーマーケット事業における東海地区の中核企業であります。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
デリカ食品株式会社	20百万円	100.00%	寿司・米飯・惣菜等の製造
イオンマックスバリュ (広州)商業有限公司	250百万人民元	84.00%	食品スーパーマーケットの 経営
イオンマックスバリュ (江蘇)商業有限公司(注)	240百万人民元	93.33%	食品スーパーマーケットの 経営

(注) イオンマックスバリュ(江蘇)商業有限公司は、2021年3月20日開催の株主会において、解散及び清算を決議し、2022年2月28日現在清算手続き中であります。

③ 親会社との取引に関する事項

資金の寄託運用

イ. 取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

計算書類の個別注記表「10. 関連当事者との取引に関する注記」に記載しました親会社との資金の寄託運用取引では、適時に資金繰計画を作成、更新する中での余剰資金について安全性が比較的高い金融商品と当該取引を比較し、より高い運用益や流動性を確保できると当社が判断した場合に同取引を行っています。

ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当該取引高及び運用益については適時に取締役会に報告されております。同取引は運用リスクが比較的に低いとされる金融機関の定期性預金等と比較して高い運用益を得ることができるとともに、流動性においても遜色はないことから、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見とは異なる場合の当該意見 該当事項はありません。

自己株式の取得

イ. 取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

計算書類の個別注記表「10. 関連当事者との取引に関する注記」に記載のとおり、親会社から自己株式を取得いたしました。当該取得に際しては、親会社以外の株主の皆様が株式市場の動向も見ながら応募について検討できる機会を確保できる公開買付けの方法が、株主間の平等性及び取引の透明性の確保の観点から適切であると判断し、公開買付け（以下「本公開買付け」という。）の方法により実施いたしました。また、本公開買付けについては、本公開買付けに応募せず当社株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行なった価格としました。さらに、当社の監査役である篠崎岳氏は、親会社の従業員を兼務しているため、本公開買付けの決定に関する取締役会決議には参加しておらず、また篠崎岳氏は、当社と親会社との事前の協議・交渉についても当社の立場からは参加しておりません。そして、当社は親会社との間に利害関係を有さず、一般株主と利益相反が生じるおそれがない当社の独立役員である社外取締役3名（矢部謙介氏、梶本丈喜氏、足羽由美子氏）及び社外監査役1名（小坂田成宏氏）より、本公開買付けは当社の少数株主にとって不利益なものでないと判断する旨の意見書を取得しております。

ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

上記「イ. 取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項」から、当社取締役会は、本公開買付けにより当社の利益が害されていないと判断いたしました。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見とは異なる場合の当該意見 該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、各々の地域における食生活をより豊かにすることを使命とし、一つひとつの店舗が地域との共生に努めながら、持続的な成長を目指しております。コロナ下におけるお客さまの消費動向や価値観の変化、高度情報化社会の進展やライフスタイルの多様化など、店舗を取り巻く環境がいつその速度をもって変化する中、店舗はお客さまや地域とのコミュニティの場としてより重要な役割を担うものと思われまます。このような環境下、お客さまや地域社会からのゆるぎない信頼の確立と共存共栄を図るべく以下の重点施策に取り組んでまいります。

①国内スーパーマーケット事業

- ・お客さまの安全安心を優先した店舗運営の徹底
- ・4事業部制による地域密着経営の更なる深耕
- ・新規店舗出店及び既存店舗の活性化による店舗競争力の強化
- ・新規事業の展開による販路の拡大
- ・デジタル技術の積極的な活用による業務の効率化と構造改革の推進
- ・地域商品の開発及び導入推進
- ・お客さまニーズの変化や多様化するライフスタイルに応じた商品政策の推進
- ・成長を支える人材育成
- ・お客さま視点に基づく接客及びサービスレベルの向上

②中国スーパーマーケット事業

- ・消費動向やニーズの変化に対応した商品政策の推進
- ・ネットスーパー事業の強化とオペレーションの更なる効率化
- ・収益力の改善

③デリカ食品事業

- ・品質管理体制の向上
- ・商品開発力の強化と供給拡大

これらの施策の着実な実行により、経営環境変化への対応を図るとともに、収益体質の改善と企業価値の向上に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容（2022年2月28日現在）

当社グループの事業は、一般消費者を対象とする食料品を中心とした生活必需品の小売販売を主要業務とし、その他これに付随する業務として、店舗等の不動産賃貸業務等を営んでおります。

(7) 主要な営業所（2022年2月28日現在）

①本社 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1

②店舗

	マックスバリュ	マックスバリュ エクスプレス	マックスバリュ グランド	合計
静岡県	72店舗	30店舗	-	102店舗
愛知県	45店舗	5店舗	2店舗	52店舗
三重県	42店舗	4店舗	-	46店舗
神奈川県	10店舗	6店舗	-	16店舗
岐阜県	8店舗	-	-	8店舗
滋賀県	6店舗	-	-	6店舗
山梨県	1店舗	-	-	1店舗
合計	184店舗	45店舗	2店舗	231店舗

(注) 1. 上記以外にミスタードーナツのフランチャイズ店舗が23店舗あります。

2. 当期新設店舗

2021年3月 マックスバリュ浜松飯田店 (浜松市南区)
 2021年3月 マックスバリュ菰野店 (三重県三重郡菰野町)
 2021年6月 マックスバリュエクスプレス鈴鹿若松店 (三重県鈴鹿市)
 2021年8月 マックスバリュエクスプレス松阪大石店 (三重県松阪市)
 2021年9月 マックスバリュエクスプレス三島加茂川店 (静岡県三島市)
 2021年11月 マックスバリュエクスプレス松阪粥見店 (三重県松阪市)
 2021年11月 マックスバリュ裾野店 (静岡県裾野市)
 2021年12月 マックスバリュエクスプレス鈴鹿加佐登店 (三重県鈴鹿市)

3. 当期閉店店舗

2021年3月 マックスバリュ若松店 (三重県鈴鹿市) スクラップ・アンド・ビルドのための閉店
 2021年3月 マックスバリュ裾野店 (静岡県裾野市) スクラップ・アンド・ビルドのための閉店
 2021年5月 マックスバリュ大石店 (三重県松阪市) スクラップ・アンド・ビルドのための閉店
 2021年8月 ミセススマート粥見店 (三重県松阪市) スクラップ・アンド・ビルドのための閉店
 2021年9月 マックスバリュ加佐登店 (三重県鈴鹿市) スクラップ・アンド・ビルドのための閉店
 2022年1月 マックスバリュエクスプレス浜松住吉店 (浜松市中区) スクラップ・アンド・ビルドのための閉店

③工場・流通センター

名称	所在地
長泉流通センター	静岡県駿東郡長泉町
水産一次加工所	静岡県駿東郡長泉町
デリカ長泉加工所	静岡県駿東郡長泉町
デリカ長泉工場	静岡県駿東郡長泉町
デリカ三島工場	静岡県三島市
北勢プロセスセンター	三重県四日市市
福船プロセスセンター	愛知県名古屋市中川区

④子会社

会社名	主要拠点	
デリカ食品株式会社	本社	三重県松阪市大口町185番地の1
	工場	1箇所
イオンマックスバリュ (広州)商業有限公司	本社	中華人民共和国広東省広州市天河区
	店舗 (中国)	6店舗
イオンマックスバリュ (江蘇)商業有限公司	本社	中華人民共和国江蘇省蘇州市高新区
	店舗 (中国)	—

(8) 従業員の状況 (2022年2月28日現在)

①当社グループの従業員の状況

従業員数 (前連結会計年度末比)	前連結会計年度末
2,659名 (142名減)	2,801名

- (注) 1. 従業員数には、受入出向社員12名を含み、派遣出向社員371名、労働組合専従者7名及びパートタイマーは含まれておりません。
2. パートタイマーの期中平均雇用人員は、11,329名(前連結会計年度末比306名減)であります。(ただし、主として1日労働時間8時間換算で算出)
3. 当社グループは、「スーパーマーケット事業」と「その他事業(ミスタードーナツ事業)」の2つを事業セグメントとしております。「その他事業」については、報告セグメントとして区分する重要性が乏しいため、「その他事業」を「スーパーマーケット事業」に結合した結果、報告セグメントが単一となるため、セグメント情報の開示は省略しております。

②当社個別の従業員の状況

区分	従業員数 (前期末比)	平均年齢	平均勤続年数
男子	1,841名 (4名増)	44歳11ヵ月	7年11ヵ月
女子	596名 (23名増)	36歳3ヵ月	5年0ヵ月
合計または平均	2,437名 (27名増)	43歳1ヵ月	7年4ヵ月

- (注) 1. 従業員数には、受入出向社員11名を含み、派遣出向社員395名(内17名は連結子会社出向)、労働組合専従者7名及びパートタイマーは含まれておりません。
2. パートタイマーの期中平均雇用人員は、11,329名(前事業年度末比522名増)であります。(ただし1日労働時間8時間換算で算出)

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

連結子会社であるイオンマックスバリュ(江蘇)商業有限公司は、2021年3月20日開催の株主会において、解散及び清算することを決議し、2022年2月28日現在、清算手続き中であります。

2. 会社の株式に関する事項（2022年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 140,000,000株
(2) 発行済株式の総数 31,973,848株（自己株式148,622株を含む。）

(注) 2022年2月28日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数が36,473,848株から4,500,000株減少し、31,973,848株となっております。

- (3) 株主数 36,959名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
イオン株式会社	20,363千株	63.98%
マックスバリュ東海従業員持株会	589	1.85
株式会社百五銀行	390	1.23
株式会社三十三銀行	384	1.21
三菱食品株式会社	360	1.13
株式会社ウメモト	286	0.90
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	227	0.71
竹内 晶子	190	0.60
加藤産業株式会社	182	0.57
サントリー酒類株式会社	118	0.37

(注) 1. 当社は自己株式148,622株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得

2021年12月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定に読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議し、以下のとおり取得いたしました。

- ア. 取得した株式の種類及び数 普通株式4,500,000株
イ. 取得価額の総額 10,615,500,000円
ウ. 取得した期間 2021年12月16日～2022年1月19日

②自己株式の消却

2022年2月17日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を行うことを決議し、以下のとおり消却いたしました。

ア. 消却した株式の種類及び数 普通株式4,500,000株

イ. 消却した日 2022年2月28日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年2月28日現在)

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 兼 社長執行役員	神 尾 啓 治		
取 締 役 兼 常務執行役員	山 田 憲 一 郎	営業本部長	
取 締 役 兼 執行役員	作 道 政 昭	商品本部長	
取 締 役 兼 執行役員	高 橋 誠	経営管理本部長	
取 締 役 兼 執行役員	二 上 芳 彦	人事総務本部長	
取 締 役	矢 部 謙 介		中京大学教授
取 締 役	梶 本 丈 喜		株式会社ケーイーコーポレーション 代表取締役会長 KE・OSマシナリー株式会社 取締役
取 締 役	足 羽 由 美 子		東海税理士会所属足羽会計事務所 所長 静岡信用金庫協会 非常勤監事 静岡市立病院評価委員会 委員 株式会社ブルーム 代表取締役社長 静岡信用金庫 非常勤監事 株式会社村上開明堂 社外取締役
常 勤 監 査 役	木 村 正 光		イオン東北株式会社 非常勤監査役
監 査 役	小 坂 田 成 宏		弁護士
監 査 役	福 井 恵 子		株式会社光洋 常勤監査役
監 査 役	篠 崎 岳		イオン株式会社 SM担当付 イオン東北株式会社 非常勤監査役

- (注) 1. 取締役矢部謙介氏、梶本丈喜氏、足羽由美子氏は、社外取締役であります。なお、当社は矢部謙介氏、梶本丈喜氏、足羽由美子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役木村正光氏、小坂田成宏氏、福井恵子氏は、社外監査役であります。なお、当社は小坂田成宏氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役矢部謙介氏が兼職している中京大学、取締役梶本丈喜氏が兼職している株式会社ケーイーコーポレーション及びKE・OSマシナリー株式会社、取締役足羽由美子氏が兼職している足羽会計事務所、静岡信用金庫協会、静岡市立病院評価委員会、株式会社ブルーム、静岡信用金庫、村上開明堂との間に特別の関係はありません。
4. 監査役木村正光氏及び篠崎岳の両氏が兼職しているイオン東北株式会社は、当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であります。また、監査役福井恵子氏が兼職している株式会社光洋は、当社の親会社であるイオン株式会社の子会社株式会社ダイエーの子会社であります。
5. 監査役太田年和及び居城泰彦の両氏は、2021年5月25日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたしました。

6. 当事業年度中の取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。
- ①取締役梶本丈喜氏は、2021年6月28日付で株式会社ケーイーコーポレーションの代表取締役社長から代表取締役会長に就任しております。
- ②取締役足羽由美子氏は、2021年6月29日付で株式会社村上開明堂の社外取締役に就任しております。
7. 当事業年度末日後の取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。
- ①代表取締役社長神尾啓治氏は、2022年3月1日付でイオン株式会社の執行役SM担当に就任しております。
- ②取締役高橋誠氏は、2022年3月1日付で取締役経営管理本部長から取締役社長付に異動しております。
8. 当社は、社外取締役矢部謙介氏、梶本丈喜氏、足羽由美子氏、社外監査役小坂田成宏氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任に限定する契約をそれぞれ締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
9. 当社の親会社であるイオン株式会社は複数のグループ会社の取締役及び監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約は、第三者及び当社に対する取締役または監査役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等に関する損害を補填の対象としておりますが、故意または重過失に起因する場合は補填されない等、一定の免責事由があります。当該契約の保険料は、当社を含むグループ各社で適切に按分を行い、各社において負担しております。
10. 当社は執行役員制度を採用しております。当事業年度末時点の取締役兼務以外の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	久 保 田 義 彦	第二事業部長
執 行 役 員	遠 藤 真 由 美	ダイバーシティ推進室長兼デリカ商品統括部長
執 行 役 員	東 卓 也	営業サポート本部長
執 行 役 員	藤 本 友 也	第一事業部長
執 行 役 員	関 根 賢 一	第三事業部長
執 行 役 員	前 和 昭	第四事業部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員 の員数
		基本報酬	株式報酬型 ストック オプション	業績報酬	非金銭報酬	
取締役	137	90	17	27	2	10（注）1
（うち社外取締役）	12	12	－	－	－	5（注）2
監査役	19	18	－	－	0	4（注）3
（うち社外監査役）	19	18	－	－	0	4（注）4
合計	156	109	17	27	2	14
（うち社外役員）	31	30	－	－	0	9

- (注) 1. 当社の当事業年度末の取締役（社外取締役を除く）は5名であります。
当事業年度末の取締役8名のほか、第59期定時株主総会終結の時を以て退任した取締役2名（社外）を含んでおります。
2. 当事業年度末の社外取締役3名のほか、第59期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役2名を含んでおります。
3. 第59期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名のうち、社外監査役1名を員数に含み、無報酬であった1名は含まれておりません。また、当事業年度末の監査役4名のうち1名は無報酬であるため、対象となる役員の数に含まれておりません。
4. 当事業年度末の社外監査役の員数は3名ですが、第59期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。
5. 業績報酬にかかる定量評価は連結経常利益を基準にしており、2022年2月期の実績は11,227百万円であり業績目標を達成しております。当該指標を評価の基準としている理由といたしましては、経営計画において達成すべき重要目標としているためであります。
6. 非金銭報酬の内容は株式報酬型ストックオプション及び社宅であります。金銭及び社宅の報酬限度額、株式報酬型ストックオプションの割当ての際の条件は「② 役員等の報酬等についての定款の定めまたは株主総会の決議による定めに関する事項 ア. 取締役」に記載のとおりであります。
7. 当社は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長兼社長執行役員神尾啓治が各取締役の基本報酬及び業績報酬の具体的な金額を決定しております。これは、当社及び当社グループ全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の業務執行について評価を行うには代表取締役社長が適任と判断しているためであります。

② 役員等の報酬等についての定款の定めまたは株主総会の決議による定めに関する事項

ア. 取締役

取締役の報酬等の限度額は、2020年5月28日開催の第58期定時株主総会において、金銭報酬及び非金銭報酬としての社宅（ただし、社外取締役は除く。）の報酬限度額を併せて年額3億1,000万円以内とし、このうち社宅は年額3,100万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）であります。

また、上記の報酬等とは別枠として、2007年5月24日開催の第45期定時株主総会において非金銭報酬としての株式報酬型ストックオプション（ただし、社外取締役は除く。）の報酬限度額を年額5,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役0名）であります。

イ. 監査役

監査役の報酬等の限度額は、2020年5月28日開催の第58期定時株主総会において、金銭報酬及び非金銭報酬としての社宅（ただし、非常勤監査役は除く。）を併せて年額4,200万円以内とし、このうち社宅は年額420万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち非常勤監査役3名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、当社の経営戦略及び業績と連動し、経営戦略遂行を強く動機付けできる報酬体系としております。

具体的には、金銭報酬としての基本報酬及び業績報酬、非金銭報酬としての株式報酬型ストックオプション及び社宅により構成されております。

なお、社外取締役につきましては業務執行から独立した立場であることに鑑み、基本報酬のみとしております。

イ. 金銭報酬（基本報酬及び業績報酬）に関する方針

基本報酬は月例の固定報酬とし、各取締役の職責や役位に応じて個人別の評価に基づき決定しております。

業績報酬は事業年度終了後の一定の時期に支給しており、各取締役の経営への貢献度を連結経常利益による定量評価と各取締役が設定した重点施策に対する定性評価を総合的に考慮し、決定しております。

ウ. 非金銭報酬（株式報酬型ストックオプション及び社宅）に関する方針

株式報酬型ストックオプションは事業年度終了後の一定の時期に支給しており、各事業年度において支給する新株予約権の数を職責及び役位に応じて設定した上で、事業年度終了後に取締役会において連結経常利益の状況に応じて実際に支給する新株予約権の数を決定しております。

社宅は取締役会において決議された社内規程に則って支給額を決定しております。

エ. 報酬等の割合に関する方針

取締役の報酬等に占める業績連動報酬の割合は一定の水準には固定していないものの、上位の役位ほど業績報酬のウエイトを高めることとしております。株式報酬型ストックオプションにつきましては、上記の金銭報酬とは別枠であり、一定の水準には固定せず、金銭報酬とのバランスを総合的に勘案し決定しております。

オ. 報酬等の決定の委任に関する事項

金銭報酬の具体的な額の決定につきましては、取締役会の決議により代表取締役社長に一任することができることとしております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
重要な兼職の状況については、「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。
- ② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 矢部謙介	当事業年度中に開催された取締役会18回中すべてに出席し、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、豊富な学識経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対して実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
取締役 梶本丈喜	2021年5月25日就任以降に開催された取締役会14回中すべてに出席し、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対して実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
取締役 足羽由美子	2021年5月25日就任以降に開催された取締役会14回中すべてに出席し、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、税理士及び会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対して実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
常勤監査役 木村正光	2021年5月25日就任以降に開催された取締役会14回中すべてに、監査役会11回中すべてに出席し、取締役会においては、グループ企業の役員としての豊富な経験を基に、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜助言・発言を行っております。また、監査役会においては、必要に応じ議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
監査役 小坂田成宏	当事業年度中に開催された取締役会18回中すべてに、監査役会16回中すべてに出席し、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、主に弁護士としての専門的見地から適宜助言・発言を行っております。また、監査役会においては、必要に応じ議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
監査役 福井恵子	当事業年度中に開催された取締役会18回中すべてに、監査役会16回中すべてに出席し、取締役会においては、グループ企業の実務及び監査役としての豊富な経験を基に、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜助言・発言を行っております。また、監査役会においては、必要に応じ議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

- ③ 当社の親会社または当該親会社の子会社の役員を兼任している場合の親会社または子会社から受けた役員報酬等の総額
13百万円

④ 社外取締役の役割・責務・有効活用

当社は持続的な成長と中長期的な価値向上に寄与するよう、社外取締役においては、独立性をもって多様な知見・視点を兼ね備えていることを前提に、経営経験の豊富な経営者、会計・財務・法務等の専門家、学識経験者等を独立社外取締役として2名以上の選任を行います。

また、当社は独立社外取締役に対し議案の事前説明機会の確保を図るとともに、取締役会とは別に取締役との面談の機会を設け、情報共有を図ります。

(4) 取締役研修会の実施

取締役がその責務を遂行できるようにするため、新任時には法務、財務、コンプライアンス等に関する基礎的な知識を習得するとともに、法改正・環境の変化に対応するため、定期的に取り締研修会を実施しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る監査報酬等の額	73百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	73百万円

(注) 1 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る監査報酬等の額には合計金額を記載しております。

2 イオンマックスバリュ（広州）商業有限公司は、当社の会計監査人が加盟しているデロイト トウシュ トーマツ リミテッドの中国のメンバーファームの監査を受けております。

また、イオンマックスバリュ（江蘇）商業有限公司は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等整備についての決議内容

当社は2020年2月14日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について見直しを行い、次のとおり決議をしております。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び当社に属する関係会社(以下、当社グループという。)の業務の適正を確保するための体制を整備する。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役・執行役員その他使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの「企業理念」、「行動指針」及びイオングループとして共有する「イオン行動規範」をはじめとするコンプライアンス体制に係る事項を、取締役・執行役員その他使用人が法令・定款及び社会的責任を遵守した行動をとるための規範とする。
- ② 社会的責任を遵守した行動の徹底を図るため、コンプライアンス部門を所管するコンプライアンス担当執行役員を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、同部門を中心として定期的な教育研修を行い、コンプライアンスの知識を高めコンプライアンスを尊重する意識を醸成する。同時に、コンプライアンス担当執行役員を委員長とするコンプライアンス統括委員会を設置し、コンプライアンス体制の改正に関する事項、当社グループに重大な影響を与えるおそれのあるコンプライアンス上の問題、役員の関与が認められるコンプライアンス上の問題等を付議し、その審議結果を取締役会・監査役会に報告する体制を敷く。また、各業務担当執行役員は、担当業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。
- ③ 取締役並びに監査役がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は、速やかにコンプライアンス部門に報告する体制を構築するとともに、執行役員その他使用人においても直接報告することを可能とする社内通報システムを整備し、内部公益通報保護規程に基づきその運用を行う。
- ④ 内部監査部門は、コンプライアンス部門と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。また、その監査結果については、内部監査部門より定期的に執行役員会・取締役会及び監査役会に報告するものとする。
- ⑤ 監査役は、当社グループの法令遵守体制及び社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

- ⑥ 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で厳正に対応を行う。同時に、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、万一それらの勢力からの不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応を行うものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「文書管理規程」に従い、次の各号に定める文書（電磁的記録を含むものとする。以下、同じ。）を、関連資料とともに保存する。
- ア. 株主総会議事録
 - イ. 取締役会・執行役員会議事録
 - ウ. 代表取締役社長の特命により設置した委員会等議事録
 - エ. 取締役を最終決裁権者とする決裁伺い書・契約書
 - オ. 会計帳簿、計算書類、出入金伝票
 - カ. 税務署その他官公庁、証券取引所に提出した書類の写し
 - キ. その他「文書管理規程」に定める文書
- ② 取締役及び監査役は、「文書管理規程」により、常時、前項の文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 上記の文書の保存の期間は、法令に別段の定めのない限り、「文書管理規程」に各文書の種類ごとに定めるところによる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」に基づき、組織横断的リスク状況の把握並びに全社的対応は総務部が行い、各業務部門のリスクについてはそれぞれ管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- ② 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置するとともに、社内対策チーム及びリスクレベルに応じ顧問弁護士等を含む外部アドバイザーを交えたチームを編成し迅速な対応を行うことにより、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備する。
- ③ 内部監査部門は各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に執行役員会・取締役会及び監査役会に報告するものとする。また当監査結果に基づき、執行役員会・取締役会において改善策を審議・決定する。

(4) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 適正な財務報告を確保するための全社の方針手続きを定め、また定期的見直しを行い、常に適切な制度整備、運用を行うものとする。
- ② 財務報告の誤謬、虚偽記載に対してリスクとなる事項を定期的に評価し、リスクを低減するための制度整備、運用を行うものとする。
- ③ 財務報告の適正性を確保するためのIT環境を適正に整備し、運用を行うものとする。
- ④ 財務報告の適正性を確保するための取締役会、監査役、各組織、各従業員の役割を適正に整備し、運用を行うものとする。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社では、執行役員制を採用し、可能な限り業務の執行を執行役員に委譲することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、執行役員会を原則週1回開催し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議し、決定する。また取締役会については月1回定時に開催し、執行役員会において協議した重要な課題、経営の執行方針、法令で定められた事項その他経営に関する重要事項を審議し決定するとともに、業務執行状況を監督する。
- ③ 執行役員会・取締役会での決定を踏まえ、各業務部門を担当する執行役員は、各業務部門が実施すべき具体的な施策を講じるとともに、権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善整備する。

(6) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、親会社内部監査部門の定期的監査を受入れ、その報告を受けるとともに、親会社の役職員と情報交換を行い、コンプライアンス上の課題及び効率性の観点からの課題を把握する。
- ② 親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施するに当たっては、必ず取締役会に付議の上、決定する。
- ③ 当社は関係会社管理部門を設置し、「関係会社管理規程」に基づき管理する体制とする。また、海外を含む子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
- ④ 当社は、子会社に対し当社内部監査部門による定期的監査を行う。
- ⑤ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。
- ⑥ 当社及び子会社において、法令及び社内規程等に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに部署責任者、当社の本社所管部及びコンプライアンス部門に報告する体制とする。そのため、当社並びに子会社の役員及び従業員が直接通報を行うことのできる当社及びイオングループの内部通報制度を設け運用する。外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な範囲で本方針に準じた体制とする。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する組織を総務部とし、監査役は総務部所属のスタッフに監査業務に必要な事項を命令することができる。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた前項スタッフは、その命令に関して、取締役、内部監査部門等からの指揮命令は受けない。
- ③ 同スタッフの適切な業務の遂行のため、人事考課・任命・解任・人事異動・賃金等の改定については、監査役の同意を得た上で決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役・執行役員その他使用人が監査役に報告するための体制
 - ア. 毎月の経営状況として重要な事項
 - イ. 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
 - ウ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - エ. 重大な法令・定款違反
 - オ. 社内通報システムの通報状況及びその内容
 - カ. その他コンプライアンス上の重要な事項執行役員その他使用人は前項イ.及びエ.に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。
- ② 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。

(9) 前号の報告をした者が該当報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社並びに子会社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、当社並びに子会社の役員及び従業員に対しては、本趣旨を周知徹底する。

(10) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務執行について、当社に対し、前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が監査役職務執行に必要なでないことを証明した場合を除き速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役社長並びに執行役員を兼務する取締役、監査法人との間の定期的な意見交換の場を設定する。
- ② 前項に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役・執行役員その他使用人に対して報告を求めることができることとする。
- ③ 監査役会に対して、必要に応じて専門の弁護士・会計士等を招聘し、監査業務に関する助言等を受入れる機会を保障する。

7. 業務の適正を確保するための体制の主な運用状況

(1) コンプライアンスに対する取組みの状況

- ① 「企業理念」「行動指針」の周知徹底のため、階層別のイオン行動規範研修を実施し、コンプライアンス遵守の啓発を行っております。
- ② 「コンプライアンス統括委員会」を毎月1回定期開催し、事件・事故のモニタリング、再発防止策の検討、品質管理事故報告、労働環境管理状況報告、年間のコンプライアンスに関わる活動内容を定めたコンプライアンスプログラムの決定と進捗評価等を行っております。
- ③ 店舗・本部におきまして「コンプライアンス委員会」を毎月開催しております。

- ④ 社内の相談窓口として「コンプライアンスほっとライン」、イオングループ全体の相談窓口として「イオン行動規範110番」を設け、従業員からの様々な相談をメール・電話・FAXで受け付ける体制を整備・運用しております。また、相談内容はコンプライアンス統括委員会にて報告する運用を確立しております。
- (2) 情報の保存及び管理に対する取組みの状況
株主総会、取締役会議事録及び執行役員会議事録等の重要文書については、法令並びに文書管理規程に基づき適切に管理しております。
- (3) 損失の危険の管理に対する取組みの状況
- ① イオングループ全社的なリスク対応として、イオングループ総合防災訓練に年2回参加しております。
 - ② 店舗における様々なリスクへの対応状況を確認するため、監査部門が実施する店舗業務監査を年間を通して実施しており、本年度は延べ179店舗実施しております。また深夜安全管理監査を89店舗で実施しております。実施した結果の報告につきましては、定期的に執行役員会及びコンプライアンス統括委員会にて報告しております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組み状況
- ① 取締役会規程に基づき、取締役会を定時12回、臨時6回開催しております。
 - ② 執行役員会規程に基づき、執行役員会を本年度は50回開催しております。
 - ③ 重要な業務執行等の意思決定等については、稟議決裁にて職務分掌・職務責任権限規程に基づく決裁者に決裁を受ける体制を構築しております。
 - ④ 職務分掌・職務責任権限規程については適時に改定を行い適正な体制の整備・運用を行っております。
 - ⑤ 執行役員制を採用し、取締役との機能分担を明確にした上で、経営の意思決定及び業務執行の迅速化並びに監督機能の強化を図っております。
- (5) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正確保のための取組み状況
- ① 当社は親会社の監査を受けるとともに、当社の監査部門は親会社の監査部門と連携し当社の監査を実施しております。
 - ② 当社常勤監査役は、職務上の質疑について当社子会社の経営者から直接説明を受けております。
当社常勤監査役及び当社子会社管理関係部門は、当社子会社が実施した店舗業務監査の結果について子会社監査部門責任者から説明を受けております。また、当社監査部門は当社子会社の監査を定期的実施しており、経営陣・監査役に報告しております。
 - ③ 子会社の月次の経営成績等は定時取締役会に報告されております。
 - ④ 当社子会社は当社子会社経営者、各部門責任者及び当社子会社の出資者が選定する者で構成する会議を毎月開いております。関係企業管理部門員は、同会議に直接またはウェブ会議システムを介して出席しております。

(6) 監査役監査の実効性の確保

監査役は当社及び子会社の役職員から必要な情報について随時報告を受けるとともに、重要な会議体への出席に加え、業務執行の意思決定に係る決裁の内容を随時確認しております。

また、経営監査室及び会計監査人は、監査役と定期的に情報交換を行い連携しております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

親会社のイオン株式会社による議決権の所有割合が50%を超えており、株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針につきましては、特記すべき事項を定めておりません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当社は、中長期的な成長を目指し、設備投資計画、フリー・キャッシュ・フローの状況等を勘案しつつ、経営成績を反映させた配当性向の目安を30%に置いておりますが、同時に株主の皆さまへの安定的な利益還元を図ることを経営の重要な課題として位置付けております。また配当回数につきましては、年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。

内部留保につきましては、新店投資やM&Aなど事業規模の拡大に充てるとともに、IT関連の充実・人材の育成など事業基盤の強化のための投資にも充てていく方針であります。

(当期の剰余金の配当について)

当期の剰余金の配当については、1株当たり普通配当57円を予定しております。

10. コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社は、イオングループの一員として、イオンの基本理念・行動規範に基づいた「企業理念」、「行動指針」を定め、お客さま、地域社会、お取引先、株主等、様々なステークホルダーの視点から、経営の透明性・公正性、リスク管理の徹底、情報の適時開示に配慮しつつ、企業経営の効率性と経営の意思決定の迅速化を高めることで、持続的な企業価値の向上を図ることをコーポレートガバナンスの基本方針としております。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額及び持株数は、表示単位未満を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	(47,484)	流動負債	(38,001)
現金及び預金	14,224	買掛金	25,245
売掛金	305	リース債務	238
商品	8,674	未払法人税等	1,351
貯蔵品	174	賞与引当金	1,716
未収入金	7,063	役員業績報酬引当金	49
関係会社預け金	15,207	店舗閉鎖損失引当金	34
その他の金	1,835	資産除去債務	22
貸倒引当金	△0	その他の	9,342
固定資産	(69,696)	固定負債	(9,751)
有形固定資産	<54,056>	リース債務	1,795
建物及び構築物	24,600	商品券回収損失引当金	2
機械装置及び運搬具	247	役員退職慰労引当金	10
器具備品	5,222	退職給付に係る負債	291
土地	22,314	長期預り保証金	3,316
リース資産	1,601	資産除去債務	3,953
建設仮勘定	70	その他の	381
無形固定資産	<346>	負債合計	47,752
のれん	218	純資産の部	
その他の	128	株主資本	(69,738)
投資その他の資産	<15,293>	資本	<2,267>
投資有価証券	477	資本剰余金	<11,343>
長期貸付金	18	利益剰余金	<56,476>
長期前払費用	770	自己株式	<△349>
繰延税金資産	6,041	その他の包括利益累計額	(△419)
差入保証金	7,815	その他有価証券評価差額金	<21>
その他の	256	為替換算調整勘定	<112>
貸倒引当金	△86	退職給付に係る調整累計額	<△553>
資産合計	117,181	新株予約権	(73)
		非支配株主持分	(35)
		純資産合計	69,428
		負債・純資産合計	117,181

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	348,649
売上高	6,257
その他の営業収益	354,907
売上原価	253,103
売上総利益	95,546
営業総利益	101,803
販売費及び一般管理費	90,507
営業利益	11,296
営業外収益	
受取利息	56
受取配当金	20
受取替差益	9
受取補助償金	58
受取補助金収入	36
受取補助収入	164
営業外費用	
支払利息	247
支払自己株式取得費用	74
支払手数料	63
支払雑損	30
経常利益	415
特別利益	11,227
固定資産売却益	6
投資有価証券売却益	16
特別損失	
減損損失	1,091
固定資産除却損	17
店舗閉鎖損失引当金繰入	34
税金等調整前当期純利益	1,144
法人税、住民税及び事業税	3,325
法人税等調整額	△703
当期純利益	7,485
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△110
親会社株主に帰属する当期純利益	7,595

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,267	22,016	50,695	△346	74,632
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,815		△1,815
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			7,595		7,595
自 己 株 式 の 取 得				△10,633	△10,633
自 己 株 式 の 処 分		1		63	64
自 己 株 式 の 消 却		△10,567		10,567	-
連 結 子 会 社 の 増 資 に よ る 持 分 の 増 減		△106			△106
株主資本以外の項目の当期変動 額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△10,672	5,780	△2	△4,894
当 期 末 残 高	2,267	11,343	56,476	△349	69,738

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利 益 累 計 額 合			
当 期 首 残 高	△21	87	△575	△508	120	34	74,279
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,815
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							7,595
自 己 株 式 の 取 得							△10,633
自 己 株 式 の 処 分							64
自 己 株 式 の 消 却							-
連 結 子 会 社 の 増 資 に よ る 持 分 の 増 減							△106
株主資本以外の項目の当期変動 額(純額)	42	24	21	89	△46	1	43
当 期 変 動 額 合 計	42	24	21	89	△46	1	△4,850
当 期 末 残 高	21	112	△553	△419	73	35	69,428

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	(45,066)	流動負債	(37,030)
現金及び預金	12,336	買掛金	24,880
売掛金	203	買入掛金	104
商貯蔵品	8,258	未払費用	4,921
前払費用	169	未払法人税等	2,252
未収入金	1,003	未払消費税等	1,316
関係会社の預け金	7,064	未払引当金	700
貸倒引当金	15,207	前受収益	813
	823	賞与引当金	289
固定資産	(69,923)	役員報酬引当金	1,649
有形固定資産	<53,688>	店舗閉鎖損失引当金	44
建物	22,325	資産除去債務	34
構築物	2,159	固定負債	(8,983)
車両運搬具	3	関係会社事業損失引当金	76
器具備品	5,213	一ス債	1,302
土地	22,314	商品券回収損失引当金	2
リース資産	1,601	長期預り保証金	3,294
建設仮勘定	70	資産除去債務	3,925
無形固定資産	<341>	その他	381
のれん	218	負債合計	46,014
ソフトウエア	71	純資産	の部
その他資産	51	株主資本	(68,879)
投資その他の資産	<15,893>	資本剰余金	<2,267>
投資有価証券	477	資本剰余金	<12,281>
関係会社株	22	資本準備金	3,382
関係会社出資	348	その他資本剰余金	8,899
長期貸付金	18	利益剰余金	<54,679>
長期前払費用	770	その他利益剰余金	54,679
繰延税金資産	5,816	別途積立金	47,000
差入保証金	7,775	繰越利益剰余金	7,679
前払年金費用	495	自己株式	<△349>
貸倒引当金	177	評価・換算差額等	(21)
	△7	その他の有価証券評価差額金	21
資産合計	114,989	新株予約権	(73)
		純資産合計	68,975
		負債・純資産合計	114,989

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		344,163
売上高		6,226
の他の営業収入		350,390
売上原価		249,589
売上総利益		94,573
営業総利益		100,800
販売費及び一般管理費		89,346
営業利益		11,453
営業外収益		
受取利息	34	
受取配当	20	
受取替差	9	
受取補償	58	
受取補助金	32	
受取雑収入	116	273
営業外費用		
支払利息	205	
支払株式取得費	74	
支払手数料	63	
支払雑損失	21	364
経常利益		11,362
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	16	20
特別損失		
減価償却損失	528	
固定資産除却損失	16	
関係会社出資金評価損	847	
関係会社事業損失引当金繰入額	76	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	34	1,503
税引前当期純利益		9,878
法人税、住民税及び事業税	3,257	
法人税等調整額	△702	2,554
当期純利益		7,323

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						利益剰余金合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	2,267	3,382	19,465	22,847	44,000	5,170	49,170
当 期 変 動 額							
別 途 積 立 金 の 積 立					3,000	△3,000	-
剰 余 金 の 配 当						△1,815	△1,815
当 期 純 利 益						7,323	7,323
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分			1	1			
自 己 株 式 の 消 却			△10,567	△10,567			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△10,566	△10,566	3,000	2,508	5,508
当 期 末 残 高	2,267	3,382	8,899	12,281	47,000	7,679	54,679

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当 期 首 残 高	△346	73,939	△21	△21	120	74,038
当 期 変 動 額						
別 途 積 立 金 の 積 立		-				-
剰 余 金 の 配 当		△1,815				△1,815
当 期 純 利 益		7,323				7,323
自 己 株 式 の 取 得	△10,633	△10,633				△10,633
自 己 株 式 の 処 分	63	64				64
自 己 株 式 の 消 却	10,567	-				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			42	42	△46	△3
当 期 変 動 額 合 計	△2	△5,059	42	42	△46	△5,063
当 期 末 残 高	△349	68,879	21	21	73	68,975

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

独立監査人の監査報告書

2022年4月11日

マックスバリュ東海株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 達治
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 北岡 宏仁
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マックスバリュ東海株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マックスバリュ東海株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年4月11日

マックスバリュ東海株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 達 治
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 北岡 宏 仁
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マックスバリュ東海株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の経営幹部等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月13日

マックスバリュ東海株式会社 監査役会

常勤監査役	(社外監査役)	木村正光	Ⓜ
監査役	(社外監査役)	小坂田成宏	Ⓜ
監査役	(社外監査役)	福井恵子	Ⓜ
監査役		篠崎岳	Ⓜ

以上

× ㄷ

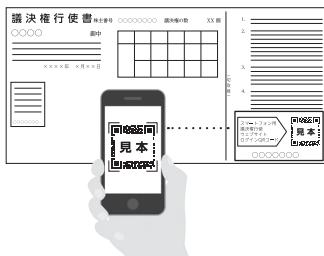
Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

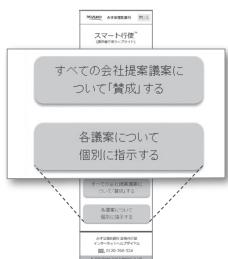
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを讀取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度讀取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

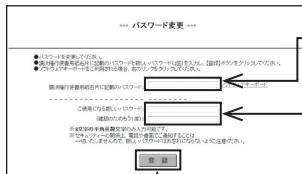
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

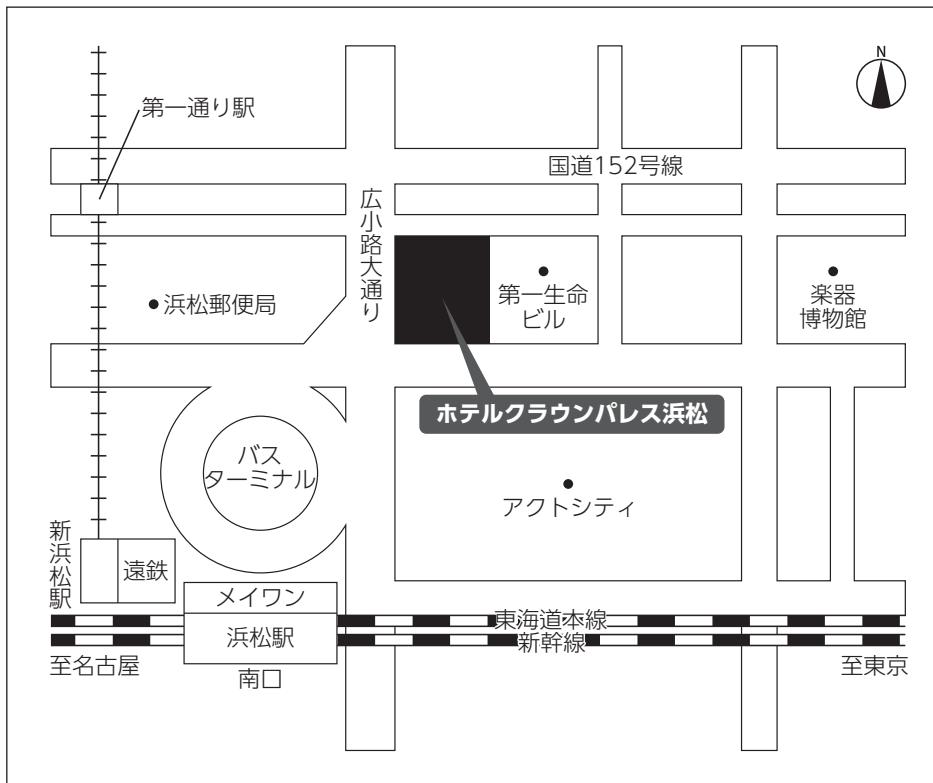
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

株主総会会場ご案内図

【会 場】 静岡県浜松市中区板屋町110番地17 ホテルクラウンパレス浜松 4階 芙蓉の間
【TEL】 053-452-5111

●JR線 浜松駅北口より徒歩約5分



<ご注意> 駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

※ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

※体調不良と思われる株主さまの入場をお断りする場合があります。

<新型コロナウイルスの感染予防に関するお知らせ>

ご出席の株主さまは、ご自身の体調を確認の上感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等による議決権行使をお願い申し上げます。

また、ご出席の皆さまには会場内でマスク着用をお願いいたします。その他感染対策へのご協力もお願いいたします。本株主総会における感染防止への対応については、下記ウェブサイトに掲載いたします。今後の状況により内容を随時更新いたしますので、ご確認いただけますようお願い申し上げます。

<https://www.mv-tokai.co.jp>